

# 目 次

<b>第1章 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷</b> .....	<b>3</b>
《第1節 社会的養護の理念》.....	3
《第2節 児童養護施設入所児童等調査結果》.....	6
《第3節 社会的養護の歴史》.....	7
<b>第2章 社会的養護の制度と実施体系</b> .....	<b>11</b>
《第1節 社会的養護の制度の概要》.....	11
《第2節 養育環境に問題のある児童のための施設と事業》.....	14
《第3節 心身に障害のある児童のための施設と事業》.....	19
《第4節 児童健全育成等のための施設と事業》.....	24
《第5節 情緒・行動面に問題のある児童のための施設》.....	25
《第6節 家庭養護》.....	27
《第7節 虐待への対応》.....	32
《第8節 社会的養護の専門職・実施者》.....	34
<b>第3章 施設養護の実際</b> .....	<b>37</b>
《第1節 施設養護の基本原則》.....	37
《第2節 施設養護の実際》.....	39
《第3節 施設養護とソーシャルワーク》.....	42
<b>第4章 社会的養護の現状と課題</b> .....	<b>44</b>
《第1節 児童福祉施設の運営・管理》.....	44
《第2節 児童福祉施設援助者としての資質》.....	45
《第3節 社会的養護の課題と将来像》.....	47

※ 各四角の枠内の同じ記号の( )には、同じ語句が入ります。

※ 「(ダイジェスト版p00)」という表記は、その内容が「社会的養護に関する各種資料ダイジェスト版」の何ページに掲載されているかを示しています。

※ 「設備運営基準」とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」のことをいうものとします。

4	<p><b>家庭と同様の環境における養育の推進（児童福祉法3条の2：平成28年6月3日公布・施行）</b></p> <p>国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の（ A ）を支援しなければならない。ただし、児童及びその（ A ）の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が（ B ）において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な（ C ）において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない（ダイジェスト版p6参照（重要））。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
5	<p>社会的養護の養育者は、子どもの心身の成長や治癒に関するさまざまな（ A ）や技法を、（ B ）的に適用していくことが求められる（ダイジェスト版p19）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
6	<p>社会的養護は、「（ A ）」をもてる場所で、「（ B ）体験」を提供し、子どもたちに「（ C ）（自己肯定感や主体性）」を取り戻してもらおう役割をもつ（ダイジェスト版p20）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
7	<p>子どもを（ A ）した親の中には、自分が子どもの時期にその親から（ A ）を受けた経験をもつ場合が少なくないと指摘されている。このような「（ A ）の（ B ）」を断ち切るためにも、子どもが受けた傷を回復し、良き人生へのスタートを切ることができるよう、社会的養護が十分な機能を果たす必要がある（ダイジェスト版p20）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
8	<p>児童虐待やDVの背景には、さまざまな生きづらさを抱える家族があり、社会的養護は、そのような子どもや家族への（ A ）な支援を行う役割をもつ。こうした社会から排除されたり孤立している人々を社会の一員として包み支え合う「（ B ）」の視点が必要である（ダイジェスト版p20）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
9	<p>市町村の「（ A ）」では、要保護児童の適切な保護や、要支援児童、特定妊婦に適切な支援を行うために、情報交換、支援内容の協議が行われる（ダイジェスト版p21）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>

《第2節 児童養護施設入所児童等調査結果》

1	<p>厚生労働省は、児童福祉法に基づいて、里親もしくは（ A ）に委託されている児童、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設（現・児童心理治療施設型）、児童自立支援施設および乳児院に措置されている児童、母子生活支援施設を利用している母子世帯の児童ならびにその保護者、（ B ）に入居している児童の実態を明らかにして、（ C ）の福祉増進のための基礎資料を得ることを目的として、「児童養護施設入所児童等調査」を行っている。</p>	<p>□ □ □</p>
2	<p>児童の委託時または入所時の年齢は、里親委託児、養護施設児およびファミリーホーム児では（ A ）歳、情緒障害児および自立施設児では（ B ）歳、乳児院児および母子施設児では（ C ）歳、援助ホーム児では16歳が最も多くなっている（ダイジェスト版 p 132）。</p>	<p>□ □ □</p>
3	<p>児童の委託経路または入所経路で最も多いものは、里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、ファミリーホーム児および援助ホーム児のいずれでも、「（ A ）から」となっている。また、自立施設児では、「（ B ）から」が2番目に多い（ダイジェスト版 p 133）。</p>	<p>□ □ □</p>
4	<p>養護問題発生理由で最も多いものは、里親委託児の場合には「（ A ）」、養護施設児、情緒障害児、ファミリーホーム児および援助ホーム児の場合には「父または母の（ B ）」、乳児院の場合には「父または母の精神疾患等」、自立施設児の場合には「父または母の（ C ）」となっている（ダイジェスト版 p 134～135）。</p>	<p>□ □ □</p>
5	<p>里親申込みの動機別をみると「（ A ）」が最も多く、次いで「子どもを育てたいから」となっている（ダイジェスト版 p 135）。</p>	<p>□ □ □</p>
6	<p>里親の年齢は「（ A ）歳代」が最も多く、「60歳以上」がこれに次いでいる（ダイジェスト版 p 135）。</p>	<p>□ □ □</p>
7	<p>母子生活支援施設への入所理由は、「（ A ）」が最も多く、次いで「経済的理由による」、「住宅事情による」となっている（ダイジェスト版 p 136）。</p>	<p>□ □ □</p>
8	<p>母子世帯になった理由は、「（ A ）」が最も多く、次いで「（ B ）」となっている（ダイジェスト版 p 136）。</p>	<p>□ □ □</p>